

令和5年3月第160回定例 農業委員会総会議事録

令和5年3月10日（金）
金田コミュニティセンター 多目的ホール

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

- | | |
|---------|---|
| 議第626号 | 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第627号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第628号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第629号 | 農用地利用配分計画(案)について |
| 議第630号 | 近江八幡市農業委員会小委員会設置規程の一部改正について |
| 議第631号 | 近江八幡市個人情報保護条例の施行に関する農業委員会規則を廃止する規則について |
| 議第632号 | 農地法第3条第2項第5号に規定する面積に変わるべき適用区域（別段面積）の設定についての廃止について |
| 報告第389号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について |
| 報告第390号 | その他の専決報告について |

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和5年3月第160回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

このメンバーで開催する最後の定例総会となりました。この一年間、大変お世話になりました。皆様のおかげで本日を迎えることができ厚く御礼申し上げます。この一年間で感じた事は、3条申請がいろいろな形ででてきたのかなと思います。5条申請についても首をかしげるようなものもありましたが、農地法そのものが、書類が揃っておれば許可をしなければならないという前提がございますので、その中でご審議を頂きました。

話は変わりますが、先般、コロナの影響で出来ておりませんでした研修会をさせて頂き、皆様にはご出席を頂きありがとうございます。ありがとうございました。

今後、農業委員を退任される方も、引き続きされる方も、農業情勢が大変厳しい中、農業委員会の存続自体が問われる状況にある中、農業者という立場としてご意見等々伺いたいと思います。

一年間、どうもありがとうございました。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員21名、欠席の届出1名（19番●●●●委員）より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、3月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和5年3月第160回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

21番●●●●委員

1番●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第626号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第626号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、野村町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,489㎡、世帯の経営面積、渡人2,810.2アール、受人32.9アールで今回の申請面積を合わせますと47.7アールとなります。渡人につきましては、近江八幡市小田町●●番地、●●●●、受人につきましては、近江八幡市野村町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、近接農地と一体利用でございます。

番号2、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田。登記面積244㎡、世帯の経営面積、渡人7.5アール、受人78.4アールで今回の申請面積を合わせますと80.8アールとなります。渡人につきましては、近江八幡市堀上町●●番地●、●●●●号、●●●●、受人につきましては、近江八幡市若宮町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、離農、譲受理由につきましては、近接農地と一体利用でございます。

番号3、土地の所在地、八木町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,163㎡、世帯の経営面積、渡人35.4アール、受人も同じく35.4アールでございます。渡人につきましては、近江八幡市東川町●●番地、持分3分の1、●●●●、受人につきましては、近江八幡市馬淵町●●番地、持分3分の1、●●●●、契約内容は贈与、譲渡理由、譲受理由とも土地改良区の役員交代

でございます。こちらにつきましては、●●土地改良区の農地で、改良区名義では農地が所有できないため、役員名義で所有されています。今回役員の交代によります所有権移転となります。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。質問や意見はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第 626 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 627 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

議第627号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年3月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、土田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,562㎡、渡人につきましては、近江八幡市堀上町●●番地、●●●●、受人につきましては、近江八幡市中小森町●●番地●、株式会社、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、土田町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「桐原東小学校」・「八幡高等学校」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、申請人は、近江八幡市を拠点とし、建売分譲住宅、土地開発等の業務を行っており、かねてより当該周辺にて建築資材置場を探しておられました。今回、渡人から売買の相談があり申請に至りました。なお、申請地南側には、既に農業用倉庫が建っており、一部てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積505㎡、渡人につきましては、近江八幡市堀上町●●番地●、●●号、●●●●、受人につきましては、近江八幡市若宮町●●番地、株式会社、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町地先の農地で、一団の農地が10ha未満で、住宅公共施設等が連たんした区域に近接している生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、申請者は、既に近隣農地を資材置場として転用しており、今後も話・相続がまとまったところから転用申請をされ、資材置場として一体利用される予定です。なお、当該地にも農業用倉庫が既に建っており、一部てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、加茂町●●番●、登記地目、現況地目

とも畑、届出面積654㎡、渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地、●●●●、受人につきましては、近江八幡市友定町●●番地●、●●●●、株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、申請地北側で建売分譲住宅を予定していることと、加茂町内において建築工事を行っていることから、当該地を建築資材置場の拠点として利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積99㎡、渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積102㎡、渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積56㎡、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積72㎡、渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積135㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積112㎡、渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積138㎡、渡人につきましては、滋賀県大津市萱野浦●●番●●号、●●●●、同じく加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積138㎡、渡人につきましては、近江八幡市牧町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積135㎡、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積119㎡、渡人につきましては、近江八幡市中小森町●●番地●、●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積128㎡、渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積132㎡、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積72㎡、渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積203㎡、●●●●、同じく

加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積183㎡、渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積15㎡、渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積109㎡、渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積128㎡、渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地●、●●●●●、同じく加茂町●●番地●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積56㎡、同じく加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積91㎡、渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地、●●●●●、同じく加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積2.12㎡、渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地、●●●●●、以上21筆、2,225.12㎡の受人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地●●、株式会社、●●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、加茂町地先の農地で、市街地化が見込まれている区域内の農地で、相当数の街区を形成している区域でありますことから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、業務拡大並びに資材及び完成品の大型化に伴い、現在利用している長光寺町の資材置場が手狭であることと、事業所から近いこと、当該地を選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、安土町石寺●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積787㎡、渡人につきましては、近江八幡市安土町下豊浦●●番地●●、●●●●●、同じく安土町石寺●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積786㎡、渡人につきましては、近江八幡市安土町石寺●●番地、●●●●●、同じく安土町石寺●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積792㎡、渡人につきましては、東京都八王子市片倉町●●番地●●、●●●●●、以上3筆、2,365㎡の受人につきましては、近江八幡市西本郷町西●番地●、株式会社、●●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、安土町石寺の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、貸露天資材

置場で、申請地東側の信和建材資材置場と一体的に利用するために貸し出されます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号6、土地の所在地、武佐町●●番、登記地目、現況地目とも畑、届出面積867㎡、渡人につきましては、三重県伊賀市高山●●番地●、●●●●、同じく武佐町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積217㎡、同じく武佐町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積219㎡、渡人につきましては、東近江市平田町●●番地●●、●●●●、以上3筆、1,303㎡の受人につきましては、京都府亀岡市河原町●●番地●、株式会社、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、武佐町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、長屋住宅2棟12戸です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。

番号7、土地の所在地、武佐町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積403㎡、渡人につきましては、京都市上京区下立売通七本松西入西東町●●番地●、●●●●、同じく武佐町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積661㎡、渡人につきましては、近江八幡市堀上町●番地●、●●●●、同じく武佐町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積614㎡、渡人につきましては、近江八幡市長光寺町●●番地●、●●●●、以上3筆、1,678㎡の受人につきましては、京都府亀岡市河原町●●番地●、株式会社、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、武佐町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、長屋住宅2棟20戸です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第627号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいております。

委 員

すので、その報告を求めます。

結果報告を、 1番●●●●委員、よろしく申し上げます。

去る、2月28日に、議第627号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、18番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

番号1・2の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、加茂町内の農地で、転用目的は、露天資材置場です。隣接農地との境界は法面施工にて処理されます。雨水については、基本、地下浸透で処理されますが、西側に勾配を取り、新設する側溝に集水し、南側水路に放流されることから、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、加茂町地先の農地で、転用目的は、露天資材置場です。畑であることから、盛土等はなく、整地のみされます。雨水については、地下浸透で処理され、現況どおり利用されることから、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号5の案件です。

申請地は、安土町石寺地先の農地で、転用目的は露天資材置場です。隣接農地が無いいため、周辺への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号6・7の案件です。

申請地は、武佐町内の農地で、転用目的は、長屋住宅です。隣接農地との境界に構造物を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水については、区域内に側溝を新設され、東側の道路側溝に放流されることから、特に問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第5条許可申請7件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 番号1ですが、一部顛末ということですが、地図にするとどのあたりになるのですか。

事務局 楕円形になっている南側に建物がございませう。その北側あたりに農業用倉庫が建っているような状況です。

議 長 他にございませうか。
 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
 ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませうか。

委 員 （異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めませう。
 よって、提案どおり許可相当とすることに認めませう。

議 長 それでは次に議第 628 号 農用地利用集積計画についてを議題といたしませう。事務局の説明を求めませう。

事務局 議第628号、農用地利用集積計画について、を説明させていただきませう。

 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の提出があったので、審議を求めませう。上記の議案を提出する。令和5年3月10日、近江八幡市農業委員会会長、
●●●●。

 こちらの資料といたしましては、A4縦置き文書（令和4年度農用地利用集積計画について）1枚とA4横置き資料をホチキス止めした資料、所有権移転と利用権設定と農地中間管理機構でございませう。

 「所有権移転」は、13件、25筆、53,499㎡。「利用

権設定」は、88件、181筆、415,618.51㎡。「農地中間管理機構の利用権設定」は、8件、24筆、41,144㎡となっております。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。本来全て朗読させて頂くのが本意でございますが、それぞれの番号1についてのみ紹介させて頂きますこととお許し願います。

はじめに所有権移転の部です。

番号1、所有権の移転を受ける者、東町●●番地、●●●●、所有権を移転する者、東町●●番地、●●●●、所有権を移転する土地、東町●●番、田、469㎡、移転年月日、令和5年3月15日、所有権の移転を受ける者の経営面積、17,377㎡、対価は0円です。

次に利用権設定の部です。

番号1、利用権の設定を受ける者、鍛冶屋町●番地●、特定非営利法人、●●●●、代表理事、●●●●、利用権設定をする者、北之庄町●●番地、●●●●、利用権を設定する土地、多賀町●●番、田、3,687㎡、新規、契約期間は4年10ヵ月、令和5年3月15日から令和9年12月31日、賃借料については、10aあたり8,000円で、利用権の設定を受ける者の経営面積は16,964㎡でございます。

最後に農地中間管理機構の部です。

番号1、利用権の設定を受ける者、大津市松本●丁目●番●●号、公益財団法人、滋賀県農林漁業担い手育成基金、利用権を設定する者、北之庄町●●番地、●●●●、利用権を設定する土地、多賀町●●番、田、5,701㎡、新規、契約期間は10年9ヵ月、令和5年3月31日から令和15年12月31日、借賃につきましては、10aあたり8,000円でございます。

以上でございます。

議 長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

実勢賃借料とあるのはどういうものなのか、何を基準に決められるのか。

事務局 賃借料情報を参考にその時のコメの価格や肥料代等の実情にあった賃借料ということだそうです。

議長 他にございませんか。
質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第 628 号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 それでは次に議第 629 号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第629号、農用地利用配分計画(案)について、を説明させていただきます。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用配分計画(案)の提出があったので、同法第19条第3項の規定に基づき意見を求める。上記の議案を提出する。令和5年3月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。
こちらの資料といたしましては、A4横置き資料で、令和4年度農用地利用配分計画案と書かれた資料1枚でございます。
こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市町村が中間管理機構より利用配分計画の案の作成と提出を求められた場合に農業委員会の意見を聴くものと規定されています。こちらは、貸付始期が3月31日でございます。
件数、筆数、面積につきましては、合計が、先ほどの議第628号の農地中間管理機構の部と同じ数値となります。
以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はござい

ませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 629 号 農用地利用配分計画 (案) については、異議なしとの意見を回答することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、異議なしとの意見を回答することに決定をいたします。

議長 それでは次に
議第 630 号 近江八幡市農業委員会設置規程の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第630号、近江八幡市農業委員会小委員会設置規程の一部改正について、上記の議案を提出する。令和5年3月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらにつきましては、近江八幡市農業委員会小委員会の設置規程の一部改正でございます。委員定数が22名から24名に増員したことに伴いまして、農政部会を今までの「10人以内」から「12人以内」に改正する内容のものでございます。新・旧対照表がついてありまして、該当箇所につきましては、11ページの一番上の部分になります。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。
皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 630 号 近江八幡市農業委員会設置規程の一部改正については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認いたします。

議長 それでは次に
議第 631 号 近江八幡市個人情報保護条例の施行に関する農業委員会規則を廃止する規則についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第631号、近江八幡市個人情報保護条例の施行に関する農業委員会規則を廃止する規則について、上記の議案を提出する。
令和5年3月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

これまでは地方公共団体の個人情報保護に関することについては、個人情報保護条例をそれぞれ定めていましたが、令和5年4月1日から個人情報保護法の適用を直接受けることになりました。これに伴い市の個人情報保護条例が廃止され、新たに個人情報の保護に関する法律の施行条例が制定されまして、各行政委員会におきまして、この条例が適応されることから、当委員会の該当規則を廃止するものでございます。13ページに総務課からの通知を参考までにつけてございます。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 631 号 近江八幡市個人情報保護条例の施行に関する農業委員会規則を廃止する規則については、原案どおり承認するこ

とにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認いたします。

議長 それでは次に
議第 632 号 農地法第3条第2項第5号に規定する面積に
変わるべき適用区域（別段面積）の設定についての廃止について
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第632号、農地法第3条第2項第5号に規定する面積に
変わるべき適用区域（別段面積）の設定についての廃止について、
上記の議案を提出する。令和5年3月10日、近江八幡市農業委
員会会長、●●●●。

令和5年4月1日から農地法第3条の下限面積要件が廃止され
ることに伴い、当委員会で定めていました、別段面積、大中が5
0アール、その他が30アールという要件がございましたが、こ
ちらを廃止するというごさいです。15ページをご覧ください。
下限面積以外の要件であります、全部効率利用要件、農作
業常時従事要件、地域との調和要件、農地所有適格法人要件は継
続されますので、農地法第3条許可申請があった場合、これまで
通り下限面積以外の要件でご審議を頂くこととなります。

議長 ありがとうございます。
皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はござい
ませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 632 号 農地法第3条第2項第5号に規定する面積に
変わるべき適用区域（別段面積）の設定についての廃止については、
原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認いたします。

議長

それでは、次に報告第 389 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 390 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第389号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和5年3月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町下豊浦●●-●、畑、201㎡、受理日及び受理番号、令和5年2月15日、525番。貸人につきましては、安土町下豊浦●●、●●●●、借人につきましては、野洲市六条●●、●●、●●●●、理由につきましては、一般住宅、区分につきましては、使用貸借でございます。

番号2、土地の所在地、北之庄町●●、畑、320㎡、受理日及び受理番号、令和5年2月24日、526番、渡人につきましては、北之庄町●●-●、●●●●、受人につきましては、彦根市平田町●●-●、●●●●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、一般住宅、区分につきましては、売買でございます。

続きまして報告第390号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和5年3月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、こちらについては、全て賃貸借契約の解除で14件ございました。以上、報告とさせていただきます。

議長

ただ今の、報告第 389 号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 390 号 そ

の他の専決報告について、質問等はありませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告
案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 160 回定例農業委員会総会を閉会しま
す。

閉会 午後2時15分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員